平成２７年（フ）第１０６９２号
東京都練馬区土支田３丁目22―８―106
破産者　山中　孝昭
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６９３号
東京都練馬区土支田３丁目22―８―106
破産者　山中富久子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８２８号
東京都品川区南大井６丁目18―２―304
破産者　千葉　和彦
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９７６号
東京都杉並区高円寺南３丁目47―８―207
破産者　矢嶋久美子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９８９号
東京都目黒区目黒本町２丁目16―14―401
破産者　小澤　淑彦
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０１１号
東京都世田谷区玉川１丁目７―７―306
破産者　沢田　眞由
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６０号
東京都中央区銀座８丁目６番24号　銀座会館８階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座８丁目６番24号
破産者　有限会社クリスタルビーム
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０９９号
東京都文京区湯島３丁目22―10―302
破産者　小野　智功
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１８８号
北海道札幌市中央区北一条西24丁目２番22号
破産者　セントラルオフィス株式会社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１８９号
東京都江東区東雲２丁目４―１―914
破産者　樫木　泰夫
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２１２号
神奈川県川崎市宮前区野川839―１―104
破産者　北村　良和
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２３５号
東京都墨田区業平１―４―12、３Ｆ―Ｅ室
破産者　株式会社水橋
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１０号
東京都中央区勝どき４丁目10番10―1003号
破産者　有限会社ワールドプリント
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１号
東京都江東区青海１丁目３番15号
破産者　有限会社カモイフードサービス
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２号
千葉県浦安市美浜５丁目10―308
破産者　鴨井　　茂
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７号
東京都大田区萩中２丁目15番11号
破産者　有限会社鳶前平
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８号
東京都大田区西糀谷３丁目10―15―105、開始決定時の住所東京都大田区萩中２丁目11―５　第７北海荘
破産者　前平　宗春
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４９号
東京都青梅市新町６丁目４番地の４
破産者　エイム株式会社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５０号
沖縄県那覇市前島２丁目２―16―801、開始決定時の住所東京都青梅市新町６丁目４―４
破産者　勝山　春夫
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５１号
東京都中野区東中野２丁目12番７号
破産者　株式会社ＤＥＦ．Ｃ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５２号
東京都新宿区百人町２丁目20―21　三上方
破産者　長　　信考
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８１号
東京都中央区日本橋室町１丁目１番５号　日本橋ビルＭ２Ｆ
破産者　有限会社サフィナエンタープライゼズ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部